

全国がん登録に係る届出手続について

1 当面の届出手続について

平成28年1月6日付けで、各病院長及び各指定診療所開設者あて、次のとおり通知している。

(1) 届出先

秋田市千秋久保田町6番6号 公益財団法人秋田県総合保健事業団疾病登録室

(2) 届出方法

- ・原則として、USBメモリに「電子届出票」及び「届出申出書」（いずれもPDFファイル）を保存の上、追跡付郵便サービス（レターパック）により、疾病登録室に郵送により届出することとする。
- ・「電子届出票」及び「届出申出書」は、国立がん研究センターが開設するインターネットサービス「がん情報サービス」の「全国がん登録届出支援サイト」から、各病院等がダウンロードする。
- ・USBメモリによる保存が困難な医療機関については、OCR届出用紙により届出することとする。
- ・上記届出に必要なUSBメモリ、OCR用紙及びレターパックについては、疾病登録室から配布する。

(3) 届出票受付開始日

平成28年4月以降とし、別途委任先から通知する。

(4) 地域がん登録の届出について

「秋田県地域がん登録事業」の協力医療機関は、平成27年12月31日までの診断症例について、「秋田県地域がん登録事業登録要綱」（資料4参照）に基づき従来と同様の手続きにより公益財団法人秋田県総合保健事業団疾病登録室へ届出する。

2 平成28年分届出票の届出時期について

当面は、地域がん登録の届出も行われるため、「秋田県地域がん登録事業登録要綱」に準じて、次のとおり各施設が選択した方法によることとしたい。

選択方法	提出締切日
毎月	毎翌月15日
3か月毎	4・7・10月・翌年1月の各15日
年2回	8月と翌年2月の15日
年1回	翌年5月31日

※厚生労働省「全国がん登録届出マニュアル2016」では、がん診療連携拠点病院は平成29年8月末日、その他の院内がん登録実施病院は同年9月末日、それ以外の病院及び指定診療所は同年12月末日までの届出を推奨している。